ID: 341

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	占用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市法定外公共物管理条例　第7条第1項
例規番号	平成17年条例第16号

【根拠条文】

（占用料の徴収）

第7条　市長は、第5条第1項第1号の規定による許可を受けた者（前条第2項の規定により許可の期間の更新の許可を受けた者を含む。）から占用料を徴収する。

2　前項の占用料の額、計算方法、徴収方法及び督促については、芦屋市道路占用料条例（昭和29年芦屋市条例第5号）第2条及び第4条から第6条までの規定を準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日